

平成26年度

事業計画書

 公益財団法人 **J K A**

目 次

第1部 競輪収益による補助事業	
1. 競輪収益による機械工業振興	3
2. 競輪収益による公益事業振興	4
第2部 競輪運営支援業務	
1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、 企画立案並びに総合調整	6
2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝	9
3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業	9
4. 交付金の還付	12
5. その他競輪に関する事業	12
第3部 小型自動車競走収益による補助事業	
1. 小型自動車競走収益による機械工業振興	12
2. 小型自動車競走収益による公益事業振興	14
第4部 小型自動車競走運営支援事業	
1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、 企画立案並びに総合調整	16
2. オートレースに関する広報宣伝	17
3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業	18
4. 交付金の還付	20
5. その他オートレースに関する事業	20
第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業	
1. 競輪競技運営事業	20
2. 競輪開催事業	22
第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの 安定かつ安全な運用管理及び開発事業	
1. システムの安全確保	26
2. システムの運用管理	27
3. システムの研究開発	29
第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業	
1. 自転車競技者層の底辺拡大及び技能向上	30
2. 名城自転車天国事業	30
第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業	
1. 不動産賃貸事業	30
2. 組織機能の強化	30
3. 事業の効率化	30
4. 事業の適正化	30
5. ガバナンスの強化	31

平成26年度事業計画書

平成25年度の日本経済は、新政権による経済政策の効果により、全体的に雇用環境が徐々に改善し、緩やかな景気回復の兆しがみられる。

しかしながら、平成25年度の競輪及びオートレースの売上は依然として低迷しており、特にオートレースにおいては、払戻率引き下げの影響もあり、売上の減少に歯止めが掛からず、業界を取り巻く環境はますます厳しさを増している。

かかる状況下、平成23年6月の産業構造審議会車両競技分科会「競輪事業のあり方検討小委員会」における「競輪関係団体の整理合理化を推進する」との提言を踏まえ、競輪事業のガバナンス強化のため、平成26年4月1日をもって公益財団法人日本自転車競技会及び公益財団法人車両情報センターと合併することとした。

今後は3法人合併後の状況を踏まえ、更なる組織機能の強化及び効率的な業務運営を図るべく、引き続き組織機構の見直し、諸規程及び諸制度の統一化へ向けた検討を進め、合併効果の創出に努めていくこととする。

平成26年度の競輪事業については、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定されたことを踏まえ、「KEIRIN」がオリンピック種目であることの継続的な周知や、オリンピックで行われている「KEIRIN」に限りなく近い形態による新しいスタイルの競走の実施、及びガールズケイリンの開催数拡大により、新規お客様の獲得に努めていくこととする。

また、オートレースにおいても、女子選手のPR等を通じて新規のお客様の獲得を図るとともに、場外車券売場の設置を積極的に推進するほか、民間ポータルサイトの活用により売上拡大に努めていくこととする。

補助事業については、限られた財源をより有効に活用し、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上の一部を広く社会還元するため、補助方針に基づき、機械工業の振興、社会福祉等公益増進並びに東日本大震災の被災地域の復興・再生に取り組む活動に支援していくこととする。

また、競輪における事業方針については、今年度も「競輪最高会議」における決定事項に関する事業の遂行、「競輪最高会議」から命を受けた事項に関する調査・検討・審議を中心に取り組んでいくこととする。

オートレースにおいても、「小型自動車競走運営協議会」において、オートレース事業運営の健全化、売上拡大のための活性化策等に業界を挙げて引き続き取り組んでいくこととする。

これらを今年度も着実に実行し成果を出すために、競輪及び小型自動車競走振興法人に加え、新たに競輪競技実施法人及び競輪の情報システムに関する事業を行う法人となる本財団のなすべき役割を果たしながら、競輪及びオートレース事業運営の安定化に力を注ぐこととする。

第1部 競輪収益による補助事業

1. 競輪収益による機械工業振興

(1) 補助方針

自転車競技法に基づく競輪振興法人として、競輪の収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪の売上の一部により、機械工業振興に対する補助を行う。

平成26年度の補助事業にあたっては、機械工業振興の分野において、引き続き「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため、「将来の社会的ニーズの先駆的な取り組み」「新たな社会的課題に挑戦する取り組み」を積極的に支援する。

なお、平成27年度の補助方針の策定にあたっては、補助事業審査・評価委員会の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行う。

(2) 補助事業の実施

「平成26年度補助方針（平成25年8月1日公示）」に基づき、交付決定される事業を実施する。

(3) 補助事業審査・評価委員会

① 補助事業審査・評価委員会

補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される補助事業審査・評価委員会において、審査・採択の透明性の確保を行うとともに、補助事業完了の評価を行う。

② 研究補助研究部会

研究補助の審査をより迅速かつ適正に実施するため、審査・評価委員会の一部の委員により構成される「研究補助研究部会」において、研究事業の成果・波及の妥当性、事業の独自性及び事業発展の具体性等を中心とした審査を行い、審査部会採否案を補助事業審査・評価委員会に附議する。

(4) 情報発信の強化

補助事業の社会的な認知向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディアを効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

なお、応募する補助事業者の利便性向上に努めるため、インターネット申請システムの機能改善を実施する。

(5) 補助事業の調査・評価

補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を下記のとおり実施する。

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「機械工業振興補助事業の補助金の額の確定並びに補助事業により取得した物件の管理に関する調査要領」に基づいて書面調査及び必要に応じて実地調査を行い、速やかに補助金の額を確定する。

なお、補助事業の一部については、補助金の額の確定に際し外部監査法人を活用した調査を実施する。

② 補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団によるJKA評価を基に、学識経験者等から構成される補助事業審査・評価委員会において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、補助事業全体の取り組みに関する評価を行い、作業部会案を補助事業審査・評価委員会に附議する。

2. 競輪収益による公益事業振興

(1) 補助方針

自転車競技法に基づく競輪振興法人として、競輪の収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪の売上の一部により、公益事業振興に対する補助を行う。

平成26年度の補助事業にあたっては、公益事業振興の分野において、引き続き「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため、「将来の社会的ニーズの先駆的な取り組み」「新たな社会的課題に挑戦する

取り組み」を積極的に支援する。

なお、平成27年度の補助方針の策定にあたっては、補助事業審査・評価委員会の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行う。

(2) 補助事業の実施

「平成26年度補助方針（平成25年8月1日公示）」に基づき、交付決定される事業を実施する。

(3) 補助事業審査・評価委員会

① 補助事業審査・評価委員会

補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される補助事業審査・評価委員会において、審査・採択の透明性の確保を行うとともに、補助事業完了の評価を行う。

② 東日本大震災復興支援補助審査部会

東日本大震災復興支援補助の審査をより適正・円滑に実施するため、現地の実情や災害支援等の知見を有するNPO法人等の有識者による「東日本大震災復興支援補助審査部会」において、被災者・被災地のニーズに基づいた審査を行い、審査部会採否案を補助事業審査・評価委員会に附議する。

(4) 情報発信の強化

補助事業の社会的な認知向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディアを効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

なお、応募する補助事業者の利便性向上に努めるため、インターネット申請システムの機能改善を実施する。

(5) 補助事業の調査・評価

補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を下記のとおり実施する。

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「公益事業振興補助事業の補助金の額の確定並びに補助事業により取得した物件の管理に関する調査要領」に

基づいて書面調査及び必要に応じて実地調査を行い、速やかに補助金の額を確定する。

なお、補助事業の一部については、補助金の額の確定に際し外部監査法人を活用した調査を実施する。

② 補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団によるJK A評価を基に、学識経験者等から構成される補助事業審査・評価委員会において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、補助事業全体の取り組みに関する評価を行い、作業部会案を補助事業審査・評価委員会に附議する。

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) 魅力ある競走の提供

① GIRL'S KEIRIN

ガールズケイリンの重要な目標の一つである「新たなお客様の創造」を図るため、ガールズケイリンを更にプロモートし、売上増、認知度の向上を目指すための様々な活動を展開する。

② ミッドナイト競輪及びモーニング競輪

新たなお客様を獲得し、更なる認知度を向上と売上浮揚を図るため、引き続き、ミッドナイト競輪及びモーニング競輪の実施拡大を図る。特に、開催日数の増加を推進するために開催枠組みのあり方について検討を進める。

③ 外国人選手のレース参加

短期登録選手制度により外国人選手が参加する競輪を実施するとともに、国

内で開催されるケイリン競技を中心とした自転車競技レースへの参加を含め、競輪の活性化及び日本選手の競技力向上を図る。

また、韓国競輪を統括する団体であるソウルオリンピック記念国民体育振興公団と協力し、日韓競輪のあるべき姿を追求する。

④ KEIRIN EVOLUTION (ケイリン エボリューション)

競輪活性化のため、施行者との連携を強化しながら、KEIRIN EVOLUTION (ケイリン エボリューション) の試行実施等新しい事業モデルの調査研究を引き続き行う。

(2) 情報提供の充実と利便性の向上

① 次期競輪事業システムの構築

経済性、安全性、拡張性を考慮した次期競輪事業システム（以下、「Next-VIS」という。）の構築を検討し、関係者間の調整を実施する。

② KEIRIN.JPの利便性の向上

KEIRIN.JPのうち、KEIRIN.JPストリーム、競輪ネットバンクシステムは、リプレースに併せ更なるサービス充実を図る。

また、KEIRIN.JPの提供内容についてNext-VISの構築と併せて検討する。

③ 場外車券売場の設置推進

場外車券売場の設置にあたっては、市場規模、集客性、収益性、利便性、地域貢献、新しい市場開拓の可能性等を勘案して、効果的な設置展開を図るよう施行者等への協力・助言を行う。

また、既存の場外車券売場の現状について把握し、他の公営競技施設における車券発売等、適切な場外戦略の検討を行う。

(3) 重勝式車券発売の充実

重勝式を発売するサイト間におけるサービス内容の調整を行う。

また、公益社団法人全国競輪施行者協議会（以下、「全輪協」という。）等と連携し、重勝式の新たなお客様の獲得のための施策と更なるサービスの充実をNext-VISの構築と併せて検討する。

(4) 調査研究事業

① 競輪開催最適化のための調査研究

売上が最大となるような開催日程のあり方、及び最適な開催枠組みについても調査研究を行う。

また、適正な開催日数及び開催に必要な適正選手数のあり方や開催時間帯の拡大と弾力化について調査研究を行う。

② 市場拡大のための調査研究

自転車人気をトラック競技にも波及させるため、競輪選手、ガールズケイリン選手の協力を得て、ロードレース等自転車イベントへの参加、競輪場・競技場におけるイベントレースの開催等により自転車競技市場の調査研究を行う。

また、東京オリンピック開催を契機に、ケイリン競技を中心とした自転車スポーツ振興に関する調査研究を行う。

③ 競輪活性化のための調査研究

新たなお客様を獲得するため、スポーツ性を一層高めた、短距離競走・公道における競走等新しい競走種目について研究する。

(5) 自転車競技者の裾野拡大

① 自転車競技者層の拡大

ガールズサマーキャンプ等、競輪選手志望者の拡大及びジュニア層を含んだ自転車競技者の裾野拡大の事業の推進を図る。

また、他競技のアスリートへの自転車競技PRを行い、適性を考慮した他競技からの参入を促す。

② 世界を目指す選手の強化事業への協力

UCI規格に準拠した屋内板張り250mトラック「伊豆ベロドローム」を活用して行うオリンピック等国際大会に向けた選手強化、自転車競技の普及のための事業に対し、公益財団法人日本自転車競技連盟や一般財団法人日本サイクルスポーツセンターと協力し、競技能力の向上や競技者の裾野拡大を目指す。

(6) 施行者との連携強化

施行者の要望・要求に迅速に対応することができるよう諸問題や新規施策等について定期的に情報・意見交換を行うことで施行者との連携の強化を推進する。

2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝

(1) 効果的かつ効率的な広報事業の展開

① 各種メディアを活用したPR

より多くの方に競輪の持つ様々な魅力を積極的にPRするため、有力な在京地上波テレビ局に加え、視聴環境の変化に対応するためにBS局等も活用し、競輪に対する認知を拡大し、興味を喚起する。

また、競輪の車券購入のための情報提供ツールであるスポーツ紙等について引き続き選択と集中によりコストダウンを図るとともに、お客様のニーズを考慮しつつ効果的な広報展開を図っていく。

② 特別競輪等の統一PR

特別競輪等PRの統一化による広報宣伝効果の最大化を図り、もって売上浮揚及び新たなお客様の獲得を図る。

③ 新規施策の広報宣伝

新規施策の広報宣伝を行い、既存のお客様層の車券購入意欲を喚起するとともに、新たなお客様層の興味喚起を促進する。

3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録

① 審判員の登録

審判員の検定、登録、登録更新及び登録の消除を行う。

また、知識及び経験等その能力に応じて級別の認定を行う。

② 選手の登録

選手の検定、登録、登録更新及び登録の消除を行う。

③ 自転車の登録

自転車の登録、登録更新及び登録の消除を行う。

(2) 検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定

① 検車員の認定

検車員の認定及び認定の取消を行う。

② 先頭誘導選手の認定

先頭誘導選手の認定及び認定の取消を行う。

③ 自転車の部品の認定

自転車の部品の認定及び認定の取消を行う。

(3) 競輪の実施方法を定めることに関する事業

競輪の実施方法の更なる改善研究を行い、競技の公正・円滑な実施を図る。

(4) 選手の出場あっせん及び級班の決定

① 選手の出場あっせん

競輪に出場する選手のあっせんを行う。

② 選手の級班の決定

選手の競走成績を審査期毎に審査し、級班を決定する。

(5) 開催執務員及び選手の養成及び訓練

① 開催執務員の養成及び訓練

ア. 養成

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識・技能を修得させるため、養成教育を行う。

また、検車員になろうとする者に対する養成教育を行う。

イ. 訓練

審判員のうち基幹業務に携わろうとする者に対して、基幹審判員講習会を行う。

② 選手の養成及び訓練

ア. 養成

品性、技能ともに優れた選手を養成するため、日本ナショナルチームのトレーニング理論を踏まえた教育カリキュラムにより、第107回生徒及び第108回生徒（女子第4回生徒）の養成を行う。

併せて、屋内板張り250mトラック「伊豆ペロドローム」も積極的に活用する。

イ. 訓練

競輪の公正確保と競技秩序の確立を図るため、競技規則の遵守とモラルの向上を主眼として、全選手を対象とした教育指導を行う。

教育指導にあたっては、落車事故の防止について引き続き重点的に取り組むとともに、近年発生している選手による重大な交通事故事例を踏まえた生活全般についての指導、スポーツ界全体として注目されているアンチ・ドーピングについての啓発、フェイスブック及びツイッター等の情報発信の内容に関し注意喚起を行う。

また、公正安全な開催運営に寄与することを目的に、選手の果たすべき責任と役割、関係諸規則の順守、適正走行の維持励行を共通指導事項とする一般社団法人日本競輪選手会（以下、「日競選」という。）が行う技能訓練、新人教育訓練、特別指導訓練等の事業に対し助成を行うとともに、必要に応じて講師を派遣する。

（６）選手の表彰

競走成績の優秀な選手及び功労のあった選手の表彰を行う。

（７）事故防止と公正確保

競走上の公正安全確保を図る観点から、競走において落車を伴う失格行為等があった選手及び違反点数の累積が一定の基準に達した選手に対しては、出場あっせんをしない処置を講じる。

公正確保の観点から、競走及び競走外において不適正な行為があった選手に対しては、必要な調査、情報収集を行い、登録消除、出場あっせん規制等の適切な措置を講じる。

（８）登録選手の身体検査

選手が、競輪競走に出場するために必要とされる身体機能及び健康状態を有していることを確認し、競輪の公正かつ安全な実施を確保するため、全選手を対象として年1回の身体検査を実施する。

（９）ドーピング・コントロールへの取り組み

競輪に出場する選手の薬害からの保護及び競走の公正安全を期することを目的として、世界アンチ・ドーピング機関が定める禁止表に基づく検査を積極的に実施する。

また、スポーツ界のアンチ・ドーピングに対する取り組みは、オリンピック種

目となっている競技を中心に世界アンチ・ドーピング機関の下で統一されつつあるため、世界アンチ・ドーピング機関傘下の日本アンチ・ドーピング機構への加盟に向けて課題等について調査・研究を進める。

(10) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行う。

なお、今後の選手共済制度は自立した継続可能な制度となるよう、関係団体と協議する。

(11) 競輪場、場外車券売場の施設に係る業務

「競輪に係る業務の方法に関する規程第152条」に基づき、競輪場及び場外車券売場の実地調査を行い、競輪の公正又は安全を確保するため施設関係法令及び通達との適合状況等について確認する。

また、所轄経済産業局が行う場外車券売場設置許可に対し協力を行う。

4. 交付金の還付

平成25年度の競輪事業の収支が赤字であった施行者に対して、自転車競技法第17条の規定に基づき交付金を還付する。

5. その他競輪に関する事業

上記以外の競輪関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

第3部 小型自動車競走収益による補助事業

1. 小型自動車競走収益による機械工業振興

(1) 補助方針

小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行するオートレースの売上の一部により、機械工業振興に対する補助を行う。

平成26年度の補助事業にあたっては、機械工業振興の分野において、引き続き「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため、「将来の社会的ニーズの先駆的な取り組み」「新たな社会的課題に挑戦する

取り組み」を積極的に支援する。

なお、平成27年度の補助方針の策定にあたっては、補助事業審査・評価委員会の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行う。

(2) 補助事業の実施

「平成26年度補助方針（平成25年8月1日公示）」に基づき、交付決定される事業を実施する。

(3) 補助事業審査・評価委員会

① 補助事業審査・評価委員会

補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される補助事業審査・評価委員会において、審査・採択の透明性の確保を行うとともに、補助事業完了の評価を行う。

② 研究補助研究部会

研究補助の審査をより迅速かつ適正に実施するため、審査・評価委員会の一部の委員により構成される「研究補助研究部会」において、研究事業の成果・波及の妥当性、事業の独自性及び事業発展の具体性等を中心とした審査を行い、審査部会採否案を補助事業審査・評価委員会に附議する。

(4) 情報発信の強化

補助事業の社会的な認知向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディアを効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

なお、応募する補助事業者の利便性向上に努めるため、インターネット申請システムの機能改善を実施する。

(5) 補助事業の調査・評価

補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を下記のとおり実施する。

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「機械工業振興補助事業の補助金の額の確定並びに補助事業により取得した物件の管理に関する調査要領」に

基づいて書面調査及び必要に応じて実地調査を行い、速やかに補助金の額を確定する。

なお、補助事業の一部については、補助金の額の確定に際し外部監査法人を活用した調査を実施する。

② 補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団によるJKA評価を基に、学識経験者等から構成される補助事業審査・評価委員会において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、補助事業全体の取り組みに関する評価を行い、作業部会案を補助事業審査・評価委員会に附議する。

2. 小型自動車競走収益による公益事業振興

(1) 補助方針

小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行するオートレースの売上の一部により、公益事業振興に対する補助を行う。

平成26年度の補助事業にあたっては、公益事業振興の分野において、引き続き「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため、「将来の社会的ニーズの先駆的な取り組み」「新たな社会的課題に挑戦する取り組み」を積極的に支援する。

なお、平成27年度の補助方針の策定にあたっては、補助事業審査・評価委員会の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行う。

(2) 補助事業の実施

「平成26年度補助方針（平成25年8月1日公示）」に基づき、交付決定される事業を実施する。

(3) 補助事業審査・評価委員会

① 補助事業審査・評価委員会

補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される補助事業審査・評価委員会において、審査・採択の透明性の確保を行うとともに、補助事業完了の評価を行う。

② 東日本大震災復興支援補助審査部会

東日本大震災復興支援補助の審査をより適正・円滑に実施するため、現地の実情や災害支援等の知見を有するNPO法人等の有識者による「東日本大震災復興支援補助審査部会」において、被災者・被災地のニーズに基づいた審査を行い、審査部会採否案を補助事業審査・評価委員会に附議する。

(4) 情報発信の強化

補助事業の社会的な認知向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディアを効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

なお、応募する補助事業者の利便性向上に努めるため、インターネット申請システムの機能改善を実施する。

(5) 補助事業の調査・評価

補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を下記のとおり実施する。

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「公益事業振興補助事業の補助金の額の確定並びに補助事業により取得した物件の管理に関する調査要領」に基づいて書面調査及び必要に応じて実地調査を行い、速やかに補助金の額を確定する。

なお、補助事業の一部については、補助金の額の確定に際し外部監査法人を活用した調査を実施する。

② 補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団によるJK A評価を基に、学識経験者等から構成される補助事業審査・評価委員会において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機

器等の利用状況を広く周知する。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、補助事業全体の取り組みに関する評価を行い、作業部会案を補助事業審査・評価委員会に附議する。

第4部 小型自動車競走運営支援事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) 魅力ある競走の提供

① グレードレースの魅力向上

グレードレース全体の活性化を図り、より充実した内容の競走を提供するため、グレードレースのあり方について見直しを行う。

② 興味ある企画レースの実施

地区対抗戦、期別対抗戦、前日と同番組で実施するリベンジ戦、7車立てレースの実施等、お客様の購買意欲を高め興味ある企画レースを実施する。

③ ナイター期の開催運営体制の見直し

ナイター期の開催運営体制を見直し、グレードレースの前後に他レース場の昼間又はナイターを組み合わせることで開催することにより、お客様の利便性向上及び開催の効率化を図る。

(2) 情報提供の充実と利便性の向上

① 車券購入の利便性向上

電話投票の売上向上及び活性化を図るため、民間ポータルサイトを活用した車券発売とあわせて、AUTORACE. JPでの電話・ネット投票会員の加入及び利用促進を図るほか、車券購入の興味を高める情報提供の拡充を行うことにより、利便性の向上を図る。

② 場外車券売場の設置推進

発売拠点の脆弱さを克服し、売上増に資するため、場外車券売場の設置にあたっては、施行者と連携をとりつつ、収益性、利便性等を勘案して他の公営競技施設等との相互における車券販売、小規模な場外車券売場の設置に向けた取り組みを積極的に推進する。

2. オートレースに関する広報宣伝

(1) 効果的かつ効率的な広報事業の展開

① 新たなお客様の獲得

新たなお客様の獲得・定着を図るため、誰でも簡単に楽しめるモータースポーツとしてのオートレースの健全なイメージを醸成する広報活動を多面的に展開する。

② 情報提供の充実

オフィシャルサイト・携帯サイト（スマートフォンサイト含む）において、お客様の興味を高める競技情報、各種キャンペーンの告知その他の配信に努めるほか、動画サイト等既存インフラを活用した映像その他の情報提供に努める。

また、インターネットの利用頻度の高い若年層のビギナーにオートレースの魅力や楽しみ方を紹介し、新規顧客層の獲得及びオートレースの認知度向上を図る。

③ 選手を活用したイメージアップ

オートレース選手を幅広くメディアに露出し、オートレースの話題性を高め、魅力をアピールすることにより、オートレースのイメージアップ及び認知度の向上を図る。

併せて、主力選手や話題の選手を取り上げた映像コンテンツを制作し、CS放送、WEB、ソーシャルメディア上で露出して、オートレースのイメージアップを図る。

④ ファン感謝祭の実施

お客様と選手等との交流機会の一つとして、ファン感謝祭を選手表彰式と併せて実施し、ファンサービスの充実を図る。

(2) 各場の活性化に資するPR

各場活性化プロジェクトチームを中心に、各場の売上・入場者の増加・顧客満

足度のアップに資する広報事業を実施し、施行者・民間事業者等をサポートするとともに、定期的に情報・意見交換を行い効果的な施策についてノウハウを蓄積し、関係者間で情報を共有し活用する。

3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに競走車の登録

① 審判員の登録

審判員の検定、登録、登録更新及び登録の消除を行う。

② 選手の登録

選手の検定、登録、登録更新及び登録の消除を行う。

③ 競走車の登録

競走車の登録、登録更新及び登録の消除を行う。

(2) 競走車の部品の認定

競走車の部品の認定及び認定の取消を行う。

(3) オートレースの実施方法を定めることに関する事業

オートレースの実施方法の更なる改善研究のため、業務部門別の改善研究会を実施するとともに、小型自動車競走会との連絡体制の強化により、開催現場の実情把握に努め、競技の公正・円滑な実施を図る。

(4) 選手の出場あっせん及び級別の決定

① 選手の出場あっせん

オートレースに出場する選手のあっせんを行う。

② 選手の級別の決定

選手の競走成績を級別審査期間毎に審査し、級別を決定する。

(5) 審判員及び選手の養成及び訓練等

① 審判員の養成及び訓練等

ア. 養成

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識・技能を修得させるため、

養成教育を行う。

イ. 訓練

競走の公正安全確保及び判定基準等の改正事項等の周知徹底を図るため、審判長及び副審判長を対象とした中央訓練並びに全登録審判員を対象とした地方訓練を実施する。

また、業務規程における競走実施方法等を再認識、再確認し、審判体制における指示の一層の徹底を図る。

ウ. 審判員の交流及び審判判定研修会

迅速かつ正確な審判業務の遂行及び判定技術の向上に資するため、SG開催に東西競走会の審判長等を相互に参加させるとともに、審判実務担当者を召集して行う審判判定研修会を、より効果を高めるべく実施内容を見直し定期的に開催する。

エ. 委嘱検査員に対する研修

本財団が競走車の登録に関する事務を委嘱している者に対し、技能の向上を図るための研修会を実施する。

② 選手の養成及び訓練

ア. 養成

次期養成については、所要の措置を講じる。

イ. 訓練

競走の公正安全の確保に資するため、一般社団法人全日本オートレース選手会役員を対象とした指導者中央訓練及び競走場において一般の選手を対象とした地方訓練を実施する。

また、事故の未然防止を図るため、競走場ごとに事故防止特別訓練を実施する。

(6) 選手の表彰

競走成績の優秀な選手及び功労のあった選手の表彰を行う。

(7) 事故防止と公正確保

関係団体と協力して、競走の一層の公正・円滑な実施を確保するため、本財団

及び関係団体が実施する各種訓練を通じて事故防止の徹底を図る。

また、重大事故が発生した際には、事故再発防止委員会等において、事故の原因究明と再発防止についての検討を行い、安全対策に万全を期す。

さらに、不適正な行為があった選手に対しては登録消除、出場あっせん規制等の適切な措置を講じ、これに必要な調査、情報収集等を行う。

(8) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行う。

(9) 新しい競走車の開発研究等

オートレース場周辺の環境対策をより一層進めるために、電動バイクを含めた競走車の総合的な研究・開発についてオートレースエンジン研究会等において検討する。

(10) 小型自動車競走場、場外車券売場の施設に係る業務

「小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程第126条」に基づき、小型自動車競走場及び場外車券売場の実地調査を行い、小型自動車競走の公正又は安全を確保するため施設関係法令及び通達との適合状況等について確認する。

また、所轄経済産業局が行う場外車券売場設置許可に対し協力を行う。

4. 交付金の還付

平成25年度の小型自動車競走事業の収支が赤字であった施行者に対して、小型自動車競走法第21条の規定に基づき交付金を還付する。

5. その他オートレースに関する事業

上記以外のオートレース関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業

1. 競輪競技運営事業

競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務を以下により公正、安全かつ円滑に実施する。また、

当該事務に関するお客様からの要望に応えるために常に研鑽を重ね、全国の競輪場において統一的な運営の下に、魅力のある競輪競走の提供に努める。

(1) 競輪の競技の実施に関する事務及び執務の方針

① 番組編成

選手の能力や特性等を把握し、興味に富んだ番組の提供に努める。

② 検車

競走に使用する自転車について、厳正な検査を行い、競走の公正安全の確保に努める。

③ 選手管理

出場選手を保護管理し、適正な出場条件を確保して、競走の公正安全の確保に努める。

④ 審判

厳正に自転車競走競技規則を適用し、正確かつ、迅速に業務を遂行して、競走の公正安全の確保に努める。

平成26年度における競輪場別・競輪施行者別・開催予定回数は別表1のとおりである。うち、特別競輪等の実施は別表2のとおりである。

(2) 競輪の公正を確保するために必要な附帯業務

① 職員の研修等

ア. 職員及びその他の開催執務員一人一人が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、その資質の向上を図るために必要な研修会を実施する。

また、GIを始めとする特別競輪等の開催前に審判長を集め特別研修を実施するとともに、開催競輪場においては全審判長を対象とした交流研修会を3回に分けて実施することで、お客様、選手及び競輪施行者からの更なる信頼の向上に努める。

イ. 職員に競輪の振興法人たる本財団その他関係団体が主催する研修会及び講習会等を受講させ、職員個々の専門知識及び技能の向上を図る。

② 業務の連絡調整及び改善研究等

ア. 業務連絡会議において、次に掲げる事項等に関して調整及び改善研究等を行うものとする。

- ・ 番組編成・検車・選手管理及び審判の事務の実施方法等の統一性の保持
- ・ 番組編成・検車・選手管理及び審判の事務を適正にして効率的に実施するための方法及びその実施体制のあり方
- ・ その他の一般事務の効率化・統一化・合理化の更なる推進

イ. 競輪の制度等の改善・研究等に関しては、次により競輪関係団体との連絡調整を図る。

- ・ 競輪関係団体との緊密な連携に努め、競技実施法人として、番組編成・検車・選手管理・審判及びその他の制度設計等に積極的に参画するとともに、競輪最高会議の決定に関与し、決定事項の実現に努める。
- ・ 競輪の制度等を掌る諸会議等に積極的に参画するとともに、競輪のお客様の要望を的確に捉えて、迅速に必要な改善に取り組む。

③ 競輪選手に関する業務及び競輪選手に対する指導

ア. 日競選との意思の疎通を図り、相互理解の下、円滑に競輪を実施するために必要な協力体制を確保するために連絡会議等を実施する。

イ. 日競選が競輪選手に対して行う競輪選手としての資質及び技能の向上・健康管理及び適正な選手生活のあり方等の指導・教育を目的とした研修・訓練会等に講師の派遣その他の協力を行う。

2. 競輪開催事業

競輪競技運営事業と有機的に関連し、競輪事業において必要不可欠な競輪開催事務を適正に実施する。

(1) 車券発売等業務

競輪施行者から委託された車券の発売等に関する事務を関係法令及び本財団の業務規程等（以下、「法令及び規程等」という。）に基づき適正に実施する。

(2) 競輪開催宣伝業務

競輪施行者から委託された競輪の開催に係る宣伝に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施する。

(3) 競輪場等場内整理業務

競輪施行者から委託された入場者の整理その他競輪場内の整理に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施する。

競輪場内の警備を委託された競輪場においては自衛警備隊を組織して置き、所轄の警察署その他の関係機関と緊密な連携を保ち、不法及び迷惑行為の防止並びに暴力団の入場禁止及び退場措置等を講じて競輪場内の秩序維持と競走の安全を確保する。

(4) 前各号以外の競輪事業に附帯する業務

競輪事業の経営の効率化に寄与するために競輪施行者の行う開催事務の支援を行うとともに、競輪施行者から競輪開催に附帯する競輪場等における式典・イベント・その他の事務を受託し、適正かつ円滑に実施する。

平成26年度における(1)から(4)までに掲げる事務の競輪場別・競輪施行者別・受託業務内容は別表1のとおりである。

(5) 競輪関係団体等が行う競輪関係事業への支援業務

① 全輪協

競輪開催に伴う競輪選手参加旅費の支払事務代行業務並びに選手拠点駅及び選手最寄駅に関する登録等管理事務の代行業務

② 一般財団法人全国競輪選手共済会

競輪開催において発生した選手の傷病等の災害補償等に関する事務

③ 日競選

各競輪場における選手の日競選会費の徴収及び送金に関する事務

④ 競輪に関する報道への協力

報道機関との連携を密にし、本財団が競技実施法人として発信できる競輪に関する情報等の提供など競輪の広報に努める。

別表 1 (自転車競技法に基づく競輪事業)

競輪場	競輪施行者名	開催予定回数		競輪競技 運営事業	競輪開催事業			
		通常 (回数)	目的 (回数)		車券発売 等事業	競輪開催 宣伝事業	競輪場等 整理事業	その他の競 輪附帯事業
函館	函館市	12		一括受託	一部受託			
青森	青森市	*1 18		一括受託	一部受託			
いわき平	いわき市	12		一括受託	一部受託		一部受託	
京王閣	東京都十一市競輪事業組合	12		一括受託	一部受託		一部受託	
立川	立川市	12		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
大宮	埼玉県	12		一括受託	一部受託			
西武園	埼玉県	12		一括受託	一部受託			
前橋	前橋市	*2 19		一括受託	一部受託			
宇都宮	宇都宮市	12		一括受託	一部受託			
取手	茨城県	12		一括受託	一部受託			
	取手市	1		一括受託	一部受託			
弥彦	弥彦村	12		一括受託	一部受託			
静岡	静岡市	12		一括受託	一部受託			
伊東温泉	伊東市	12		一括受託	一部受託			
小田原	小田原市	11		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
	神奈川県競輪組合	1		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
平塚	平塚市	10		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
	藤沢市	2		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
川崎	川崎市	10	2	一括受託	一部受託			
	神奈川県競輪組合	2		一括受託	一部受託			
千葉	千葉市	12		一括受託	一部受託			一部受託
松戸	松戸市	13		一括受託	一部受託			一部受託
豊橋	豊橋市	12		一括受託	一部受託		一部受託	
名古屋	名古屋競輪組合	12		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
一宮 *4	—	—	—	—	—	—	—	—
大垣	大垣市	12		一括受託	一部受託		一部受託	
岐阜	岐阜市	12		一括受託	一部受託		一部受託	
四日市	四日市市	12		一括受託	一部受託			
松阪	松阪市	12		一括受託	一部受託			
富山	富山市	12		一括受託	一部受託			
福井	福井市	12		一括受託	一部受託	一部受託	一部受託	一部受託

京都向日町	京都府	12		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
岸和田	岸和田市	12		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
奈良	奈良県	12		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
和歌山	和歌山県	8	4	一括受託	一部受託		一部受託	
玉野	玉野市	12		一括受託	一部受託			
広島	広島市	12		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
防府	防府市	12		一括受託	一部受託			
小松島	小松島市	12		一括受託	一部受託			
高松	高松市	12		一括受託	一部受託			
松山	松山市	12		一括受託	一部受託			
高知	高知市	12		一括受託	一部受託			
小倉	北九州市	*3 23		一括受託	包 括 受 託			
久留米	久留米市	12		一括受託	一部受託			
武雄	武雄市	12		一括受託	一部受託			
佐世保	佐世保市	12		一括受託	一部受託			
熊本	熊本市	12		一括受託	一部受託			
別府	別府市	12		一括受託	一部受託			一部受託
計		538	6					

- * 1 青森市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催6回(予定)を含む。
- * 2 前橋市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催7回(予定)を含む。
- * 3 北九州市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催11回(予定)を含む。
- * 4 一宮市自転車競走実施条例廃止に伴い競輪開催の予定はなし。(競輪場としては存続)

別表2 (特別競輪等の実施)

特別競輪等の名称	開催競輪場	開催日程
第30回共同通信社杯	伊東温泉競輪場	4月26日～4月29日
第65回高松宮記念杯競輪	宇都宮競輪場	6月12日～6月15日
第23回寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメント	弥彦競輪場	7月18日～7月21日
第10回サマーナイトフェスティバル	松戸競輪場	8月8日～8月9日
第57回オールスター競輪	前橋競輪場	9月11日～9月15日
第56回朝日新聞社杯競輪祭	小倉競輪場	11月21日～11月24日
ヤンググランプリ2014	岸和田競輪場	12月29日
KEIRINグランプリ2014		12月30日
第30回読売新聞社杯全日本選抜競輪	静岡競輪場	2月12日～2月15日
第68回日本選手権競輪	京王閣競輪場	3月17日～3月22日

第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安 定かつ安全な運用管理及び開発事業

1. システムの安全確保

平成26年度においても引き続き、システムの安全確保を最優先課題として、障害対応訓練の充実、システム点検等を実施する。

また、従来、開発メーカーごとに委託していた運用サポート業務を平成25年度より新たに採用した統括システムエンジニアリングサービス（以下、「統括SES」という。）に集約し、障害発生時における迅速な復旧に努めるとともに、障害の未然防止の観点からシステムのキャパシティ管理等を行う。

（1）障害対応訓練等の充実

システム障害の発生を想定して、原因の特定、復旧までの対処、影響範囲の想定、後続処理までの手順と所要時間を検証するとともに、システム障害の発生を想定した障害対応訓練及びリハーサルを必要性や優先順位を勘案し計画的、効果的に実施する。

また、定期的に異常開催等を想定した運用訓練を実施する。

（2）危機管理マニュアルの見直し

平成25年度に発生したシステム障害への対応状況、サービス・運用を変更するシステムの状況等を踏まえ、必要に応じ危機管理マニュアルを見直す。

（3）各拠点への連絡体制の強化

システム障害又は特殊運用発生時の拠点側への連絡を迅速かつ的確に行うため、障害状況に合わせて適切な対応を図るとともに、一斉同報システムの機能強化及び機器のリプレースにより、拠点側での効果的な活用を支援し、センター側及び各拠点間での連絡体制を強化する。

（4）システム点検

新たに開発・改修したプログラムの初稼働時のシステム点検及び障害の未然防止のためのシステム点検を必要に応じて行う。

また、最大負荷のかかるKEIRINGランプリ2014に向けて点検作業を実施し、その結果を踏まえてドキュメントを見直すとともに、本財団、ベンダー、SEサポート会社及び運用管理業務委託会社間で情報共有を徹底する。

(5) 監視業務、情報セキュリティ等

① システムの監視、データバックアップ等

システム稼働中の監視を行うとともに、総合監視システムに送信するログのチェックを行い、システム性能やリソースの使用状況の監視を行う。

また、データのバックアップを定期的に行う。

② システムの保守

システムの保守点検を計画的に実施する。

また、オペレーティングシステム、ミドルウェアの不具合及びバージョンアップ情報をチェックし、必要に応じて修正、更新する。

なお、作業に際し、事前の作業届の内容確認と事後の作業実施結果書の内容確認を確実に実施する。

③ 障害情報の共有化

情報の共有化を図るため、システム障害発生時には、障害情報を関係する各拠点及び関係団体等へ迅速に連絡するとともに、障害情報を定期的に関係団体等に報告する。

④ 情報セキュリティ対策

個人情報保護法を遵守するとともに、車両情報システム（以下、「V I S」という。）へのアクセス制限等管理を徹底する。

また、情報セキュリティに関する新たな脅威に対する安全確保の向上を図るための検討を行い、必要な対策を実施する。

(6) N e x t - V I S の稼働に向けた運用体制等の検討

N e x t - V I S の構築に合わせて最適な運用業務方法や移行計画等について検討するとともに、現在の危機管理の方法、障害対応方法の見直しを行い、新たなシステム移行に備える。

2. システムの運用管理

V I S を引き続き確実に安定的にかつ効率的に運用管理する。

平成26年度は、特に、平成25年度より新たに採用した統括 S E S の運用に万全を期する。

(1) システム運用管理

① 競技系システム

競輪の開催に必要な関連情報を収集、蓄積、管理するとともに、開催運営に関する情報提供を行う競技情報系システム、開催管理システム及び参加選手管理システム等を運用管理する。

② 投票系システム

投票・払戻業務等に係る次世代トータリゼータシステム、票数中継システム、電話投票システム及びインターネット投票システム等を運用管理する。

③ 情報提供系システム

施行者及び関係団体、共同通信社、専門紙、車両スポーツ映像等に対し情報提供を行う競輪情報検索システム、競技情報系システム、情報提供システム(以下、「JT1」という。)を運用管理する。

また、電話投票加入者、競輪場及び場外車券売場へご来場いただいたお客様等に対して情報提供を行うKEIRIN.JP、KEIRIN.JPストリームシステム、JT1、重勝式情報提供システム、スマートフォン向け情報提供システム等を運用管理する。

(2) 新規稼働及びサービス拡充等に係るシステムの運用管理

平成26年度に稼働する競輪ネットバンクシステム及びKEIRIN.JPストリームシステム等の運用管理に充分注意を払うとともに、サービス拡充等へのシステム対応について関係団体との連携を図りつつ、特にサービス開始前の準備を十分に行うものとする。

(3) 講習会の実施

平成26年度に一斉同報システムの機能改善を実施することに伴い、機器の提供時期に合わせて操作担当者を対象に、全国の競輪場等で実機訓練を含めた講習会を実施する。

(4) グレード開催等の現地立会い

GP・GI・GIIを中心としたグレード開催等の本場における運用サポートを行うために、現地立会いを実施する。

(5) 品川マシン室の環境の整備

品川マシン室内の回線、電力及び空調等の安全性の確保及び効率的利用を考慮して、機器等を適正に配置する。

(6) 損害保険の加入

大規模なシステム障害に係る損害賠償請求に対応するため、引き続き損害保険に加入するとともに、加入内容を見直すことを検討する。

3. システムの研究開発

N e x t - V I Sについては、システム運用のあり方も含めてシステムの最適化を狙い、安定運用、柔軟性・利便性の向上、運用負荷の低減、リプレースコストの削減を実現するN e x t - V I S中長期計画に基づき、次期システム構築に向けた開発を実施する。

(1) N e x t - V I Sの構築

経済性・安全性・拡張性の観点から策定したN e x t - V I Sの中長期計画に基づき、N e x t - V I Sの構築に着手する。

なお、N e x t - V I Sの構築に当たっては、評価分析、ニーズ、技術動向等の調査研究を行い、障害発生時においても業務の継続が遅滞なく行える業務補完機能及び監視機能にも配慮する。

(2) システムの更改

平成26年度に保守サービスの打切りを迎える競輪ネットバンクシステム及びKEIRIN. JPストリームシステム等については、最適なシステム環境へ移行し安定稼働を確保するため、機器の更新開発を実施する。

(3) システム開発工程管理の強化

競輪ネットバンクシステム及びKEIRIN. JPストリームシステム等の開発工程管理については、近年発生したシステム障害の原因を分析し、特に障害の未然防止等の観点から改善強化を図る。

また、N e x t - V I Sの構築に当たっては、外部有識者による監査を適宜実施し、開発工程の進捗管理を行う。

第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

1. 自転車競技者層の底辺拡大及び技能向上

国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする、自転車競技スポーツの普及及び振興を図る事業を実施するとともに、各都道府県の自転車競技団体等が、自転車競技者の日ごろの訓練の成果の確認と新たな目標設定を創出する機会として実施する自転車競技大会及びその他の関連事業に後援及び助成を行い、自転車競技者層の底辺拡大及び技能向上に寄与する。

2. 名城自転車天国事業

名古屋市名城公園内サイクリングコースにおいて性別、年齢、目的及び自転車競技経験の有無を問わず、幼児からシニア世代までの幅広い年代の者に自転車を貸出し、安全な環境の中での自転車の利用を通じて一般市民の健康増進・体力向上に寄与する。

第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業

1. 不動産賃貸事業

本財団の目的を達成するために、本財団が所有する土地及び建物の資産を有効に活用する事業を行う。また、新たな土地及び建物活用方法について研究する。

2. 組織機能の強化

更なる組織機能の強化及び効率的な業務運営を図るべく、引き続き組織機構、諸規程及び諸制度の見直しを行う。

3. 事業の効率化

契約の競争性、透明性をさらに向上させ、事業のより一層の効率化に取り組む。

4. 事業の適正化

事業の適正性を確保するため、所要の監査を行う。

5. ガバナンスの強化

平成23年6月の産業構造審議会車両競技分科会「競輪事業のあり方検討小委員会」の提言を踏まえ、最高意思決定機関である競輪最高会議における決定事項に関する事業等について、迅速に対応・実施する。